

2023年における労働災害発生状況 死亡者数は755人で過去最少記録

2023年における労働災害による死亡者数は755人で、2022年に比べ19人減少し、過去最少を記録したことが、厚生労働省がこのほど公表した2023年の労働災害発生状況で明らかになった。死亡者数が多い業種は、「建設業」の223人（前年比58人・▲20.6%減）、「第三次産業」の209人（同11人・5.6%増）、「製造業」の138人（同2人・▲1.4%減）、「陸上貨物運送事業」の110人（同20人・22.2%増）となっている。

また、労働災害による休業4日以上の死傷者数は13万5371人となり、2022年に比べ3016人（2.3%）増となり、3年連続で増加した。

第13次労働災害防止計画の重点業種は、「陸上貨物運送事業」が1万6215人（前年比365人・▲2.2%減）、「小売業」が1万6174人（同240人・▲1.5%減）、「社会福祉施設」が1万4049人（同1269人・9.9%増）、「飲食店」が5710人（同406人・7.7%増）などとなった。

事故の型別による発生状況をみると、死亡者数では「墜落、転落」が204人（構成比27.0%）で最多、次いで「交通事故（道路）」が148人（同19.6%）、死傷者数では「転倒」が構成比26.6%で最多、次いで「動作の反動・無理な動作」が16.3%。特に死傷者数が最多の「転倒」が3万6058人（前年比763人・2.2%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が2万2053人（同1174人・5.6%増）と、合わせて全体の4割を超え、さらに増加した。

中小企業倒産防止共済制度を見直し 節税目的の不適切な利用を抑制

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8000万円）で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられ、その掛金は損金（必要経費）算入できるものだが、短期間で解約・再加入を繰り返す節税目的の利用が多いことから、2024年度税制改正において、本年10月以後、一定の場合には掛金の損金算入ができないこととする見直しが行われている。

同共済制度の掛金は会社等の法人の場合は税法上の損金、個人事業の場合は事業所得の必要経費に算入できる。この特例が、2024年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合には、解除の日から同日以降2年を経過する日までの間に支出する掛金については、損金（法人）、必要経費（個人）算入できないことにされた。

改正の背景には、中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用がある。

中小企業庁によると、2011年10月に掛金積立限度額を増額（320万円→800万円）して以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにもかかわらず、加入が急増。解約手当金の支給率が100%となる、加入後3年目、4年目に解約が多くなるが、近年その傾向が特に顕著になっているという。加入者へのアンケートによると、約2割～3割が節税目的による加入と推定されるとして、中企庁は制度の不適切な利用への対応を求めている。